

滋賀(瀬田・竜王) 2日間2プレー

1日目および2日目 下記コースよりお選びください(コースにより追加料金が必要です)

- **竜王ゴルフコース** **追加料金なし**
恵まれた自然を生かし、変化に富んだレイアウトが自慢のコース。
- **瀬田ゴルフコース**
北・東コースは、あの井上誠一設計で戦略性が溢れる。西コースは、フラットながら大小12池をレイアウトしたコース。ゆったりとしたレイアウトと広いフェアウェイの3コース・54ホール。
北コース 東コース 西コース

■瀬田ゴルフコース追加料金(おひとり様)

	北コース		東コース		西コース	
	キャディ同伴カート利用	キャディ同伴カート利用	キャディなしカート利用	キャディなしカート利用	キャディなしカート利用	キャディなしカート利用
	平日	土曜・休日	平日	土曜・休日	平日	土曜・休日
4月	4,500円	6,500円	3,000円	4,500円	2,000円	3,500円
5月		8,000円				

■出発日と旅行代金 (竜王ゴルフコース2プレー／大津プリンスホテル4名1室利用／おひとり様)

出 発 日	月～木曜出発	金曜出発	土曜出発	日曜出発
4/1～7・28	20,800円	27,800円	37,800円	26,800円
4/8～27.5/7～31	19,800円	27,800円	35,800円	26,800円

設定除外日:4/29・30.5/1～6出発

宿泊 **大津プリンスホテル** (洋室(1～4名1室)バス・トイレ付) **朝食付**
びわ湖花街道 (和室(2～5名1室)バス・トイレ付) **夕・朝食付** **温泉有** **露天風呂有**
ロイヤルオークホテル スパ&ガーデンズ **朝食付**
(洋室(1～3名1室)バス・トイレ付)

- 2名様以上でお申し込みください。
- 大津プリンスホテルの3名1室利用は500円増し、2名1室利用は2,500円増し、1名1室利用は8,500円増しとなります。
- その他記載ホテルの追加代金はお問い合わせください。

秀峰大山を望む 鳥取・大山チョイス 2日間2プレー

1日目および2日目 下記ゴルフ場よりお選びください。

- **大山平原ゴルフクラブ**
富沢誠造氏のレイアウトによる本格的チャンピオンコース。
- **大山ゴルフクラブ**
秀峰大山を臨む名匠上田治設計の傑作コース。
- **大山アークカントリークラブ**
全ホールフラット&ノーブラインド設計の雄大な18ホール。

■出発日と旅行代金 (大山アークカントリークラブ2プレー／4名1室利用／おひとり様)

出 発 日	月～木曜出発	金・日曜出発	土曜出発
4/1～27.5/6～31	21,800円	24,800円	28,800円

特定日:4/28・29.5/5出発 33,800円、4/30出発 25,800円、5/1出発 22,800円、5/2出発 27,800円、5/3・4出発 36,800円

大山平原ゴルフクラブにてプレーの場合、平日1,500円増し、土曜・休日3,000円増し、大山ゴルフクラブにてプレーの場合、平日3,500円増し、土曜・休日5,000円増しとなります。

宿泊 **大山ロイヤルホテル** (洋室または和室(1～4名1室)バス・トイレ付)
夕・朝食付 **温泉有** **露天風呂有**

■ホテル追加料金(おひとり様)		
宿泊日	4/1～29.5/3～31 平日・休日	4/30～5/2 休前日
3名1室	追加料金なし	1,000円
2名1室	1,000円	2,000円
1名1室*	4,000円	5,000円

*4/28・29.5/3～5宿泊は1名1室利用の設定はありません。

■3名様以上でお申し込みください。(ゴルフ場・プレー日より2名申込み可)

キャディフィー、カートフィー、ロッカーフィー、利用税、その他個人的費用は現地にてお支払いください。 ※記載の無い限り2名様で参加の場合、他のお客様と同伴となる場合がございます。

お問い合わせ・お申し込みは下記までお気軽に!!

株式会社 **メンバーズゴルフサービス** 京都府知事登録旅行業 第2-473号
(社)全国旅行業協会正会員

〒600-8418 京都市下京区烏丸通五条上る東側 メンバーズゴルフビル3階
FAX 075-344-8080
ホームページ <http://www.asiaclub.co.jp>
Eメール travel@asiacub.co.jp
受付時間:平日/9:00～18:00 土曜/9:00～15:00 日曜・祝日/休業

アジアクラブトラベル
TEL (075) 344-0050

〈全コース共通のご案内〉※必ずお読みください

- 【旅行条件】
 - お申し込みは電話・ファックス・Eメールでお願い致します。受付後、お名前等の間違いを防ぐため当社所定の申込用紙にご記入をお願い致します。
 - 企画・実施旅行会社に関わらず、各コース共に継続して募集しているコースとなります。お申し込み時点ですでに満席やキャンセル待ち等の場合もございますので、ご了承ください。また、航空会社や現地施設の都合により催行中止となっている場合もございます。
 - 旅行企画・実施会社が明示されている場合、当社は委託販売として申し込みの取り次ぎを行います。旅行条件は各企画・実施会社の定めるところによります。
 - 手配する旅行により航空便、現地ホテル、ゴルフ場の手配回答が即答できない場合もございます。通常、ゴルフプレーのスタート時間の回答は出発の1週間前頃になります。
- 【手数料】
ご旅行を取消される場合は旅行代金に対して規定の取消料が必要となります。旅行内容や日程の変更、参加者交代の場合も取消料と同額の変更料が必要です。
国内／出発日の20日前以降…20%、出発日の7日前以降…30%、出発日の前日…40%、旅行当日…50%、旅行開始後または無連絡不参加…100%
海外／ピーク時(12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31)の出発のみ出発日の40日前以降31日前まで…10% (上限100,000円)、出発日の30日前以降3日前まで…20%、旅行開始の前々日以降旅行当日まで…50%、旅行開始後または無連絡不参加…100%

【個人情報の取扱いについて】
お客様の個人情報はお客様との連絡のために利用させて頂くほか、旅行手配のための手続きに必要な範囲で利用させて頂きます。
また、次の旅行の便宜のために一定期間一定の個人情報を保管致します。

国内ゴルフ旅行 記号説明		時間帯の目安						
		早朝	朝	午前	午後	夕刻	夜	深夜
		04:00	06:00	08:00	12:00	16:00	18:00	23:00
								04:00

VISA **MasterCard** 旅行代金のお支払いは当社窓口でのお支払い、金融機関からのお振込みの他、左記マークのあるクレジットカードがご利用頂けます。旅行の種類によりお取り扱いできない場合もございます。詳しくはアジアクラブトラベルまでお尋ねください。

未掲載ツアー多数あり!!

ホームページ随時更新中!!

アジアクラブトラベル

検索

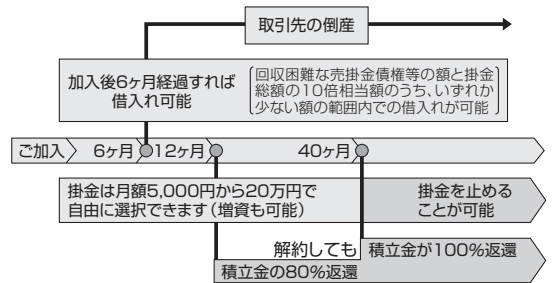
税金の知識

中小企業の連鎖倒産を防止する「経営セーフティ共済」制度の活用

Q 「経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)」が改正されたと聞きましたが、どのような内容ですか?

A 「経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)」は、共済契約者の取引先が倒産したときに、無利子・無担保・無保証人で迅速に共済金の貸付けを行い、中小企業の連鎖倒産を防止するための制度です。平成23年10月1日から貸付限度額や掛金月額の上限が大幅に引き上げられるなど、制度がさらに充実しました。

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済法に基づく共済制度であり、独立行政法人中小企業基盤整備機構により運営されています。経営セーフティ共済への加入は、1年以上継続して事業を行っている中小企業の方です(その他加入条件あり)。経営セーフティ共済に加入された方は、毎月、掛金の積み立てを行い、万一、取引先が倒産した場合には、「回収困難となった売掛金債権等の額」または「掛金総額の10倍(最高8,000万円)」のいずれか少ない額について、無利子・無担保・無保証人で資金の貸付けを受けることができます。平成23年3月末現在で、約30万社が加入しており、貸付累計件数は約26万件、貸付累計額は約1兆8,000億円に上っており、中小企業の連鎖倒産の防止に大きく貢献しています。



〈制度改正のポイント〉

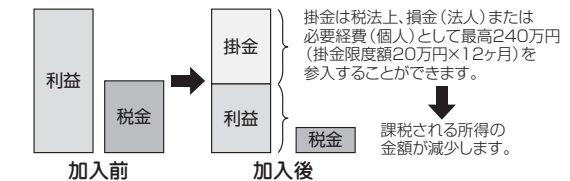
- ①取引先が倒産した場合は、最大で8,000万円までの貸付けが無利子・無担保・無保証人で受けられます
- ②掛金は月額5,000円から20万円までの範囲で選ぶことができ、総額800万円まで積立られます(掛金は損金または必要経費に算入することができます)
- ③共済金の貸付けが受けられる取引先の「倒産」に、破産手続き開始の申し立て、取引停止処分等に加えて、新たに「私的整理」等が追加されました

このコーナーは、税理士・公認会計士によって構成される税務実務家の研究グループが担当しています。このコーナーに関するご質問は、下記の事務局までお願いいたします。

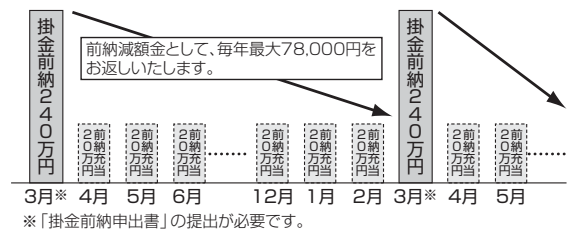
伏研会事務局 京都市伏見区桃山町養育19-14 植田順税理士事務所内 TEL:075-604-3160 FAX:075-605-0185

④貸付金を繰り上げて償還した場合に手当金が支給される「早期償還手当金」が創設されました。

今回は特に掛金についてご説明いたします。



掛金はまとめて納付できます。
掛金は1年分の前払いであれば全額が損金(法人)または必要経費(個人)として算入できます。従って、新規で加入される場合に最高240万円が算入できることとなります。
さらに、現在加入されている方は、利益が出ている決算期において翌年度分の掛金を1年分前納すると本年度分と翌年度分の掛金全額が経費に算入でき、最高480万円が算入可能です。
また、前納をすれば前納減額金を受け取ることができます。



〈解約について〉

貸付けを受けなければ、納付金額について掛金納付月数が40ヶ月以上であれば解約手当金として100%返還されます。ただし、解約手当金の支給は、掛金納付月数が12ヶ月以上の場合に限りです。解約手当金は、法人の場合は益金に、個人事業の場合は事業所得の雑収入にそれぞれ算入します。

不測の事態に備えながら、この共済制度を上手に活用することで、企業防衛の一助として頂ければ幸いです。
(中小機構ホームページより抜粋)

税理士・公認会計士 香本 明彦・谷口 貴
税理士 植田 順・堀口 裕弘・木戸 義人・森川 敏行・松井 克行
萩 恒夫・萩原 政宏・岡本 弘之・今西 正二・徳山 智子
縄田 浩昭・中川 秀夫・埜崎 静子・新見 和也・古瀬英美子